

## 論文

# 畠山源三の体育哲学について

Philosophy of Physical education by Genzo HATAKEYAMA

高田 哲史\*<sup>1</sup>

**要約：**現在，日本体育学会の「体育哲学専門領域」には多くの研究者が所属し，体育哲学に関する論考が発表されている。一方，近代日本（明治維新から第二次世界大戦終結以前）には「体育哲学」の学術組織はなかったが，体育哲学に関する論考がいくつか発表されている。畠山源三の論考もその一つだと考えるが，彼の論考が体育哲学に関する論考として報告された例はない。筆者は，近代日本の体育哲学を研究することにより，第二次世界大戦終結以後の体育哲学への繋がりを解明できるのではと期待している。

畠山の体育哲学に関する論考は，主に彼の主著書『體育論』にみられる。体育哲学としての内容は『體育論』の結論にみられ，一，価値創造としての体育，二，健全の原理，三，体育理想の建設へ，の3つである。

「価値創造としての体育」は，体育によって生まれる5つの価値，すなわち，一，科学的真，二，道徳的善，三，宗教的信，四，芸術的美，五，実利的利について論じた。「健全の原理」については，体育は人間の「健全」に貢献できると述べ，そのためには，一，自然性を保有しなければならぬ，二，強壯でなければならぬ，三，自律的でなければならぬ，四，芸術的でなければならぬ，五，实际的でなければならぬ，という5つの原理（根本の考え方）が必要であると述べた。さらに「体育理想の建設へ」で，畠山は，体育理想実現のために哲学が必要であることを説いた。

近代日本には，畠山の体育哲学に関する論考と同じような内容の論考がいくつかみられる。畠山の論考とそれらを比較検討することにより，近代日本の体育哲学の系譜を知ることができ，第二次世界大戦終結以後の体育哲学との関係についても究明することが可能ではないかと考える。

**Key Words：**体育哲学，価値創造としての体育，健全の原理，体育理想，近代日本

### 1. 研究の動機と目的

現存する「体育哲学専門領域」は第二次世界大戦後，1950（昭和25）年に設立された日本体育学会の一分科会として発足したもののだが，発足当初は「体育原理専門分科会」と呼ばれていた。2005（平成17）年6月の日本体育学会総会で「体育原理専門分科会」から「体育哲学専門分科会」と名称変更され「分科会」から「領域」と呼び名が変わり現在に至っている<sup>1)</sup>。その「体育哲学専門領域」には現在多くの研究者が所属し，体育哲学に関する論考が発表されている。

一方，近代日本（明治維新から第二次世界大戦終結以前）には，現在のような「体育哲学」の学術組織は存在しなかったが，「体育に関する論考」が数多く発表され，その中でいくつか個別的に「体育哲学」について論じられている。畠山源三（はたけやま げんぞう）（以下，

畠山）の論考もその一つだと考えるが，畠山の論考を体育哲学に関する論考として報告されたものはない。畠山の体育哲学に関する論考は，主に彼の主著書『體育論』（1923）<sup>2)</sup>にみられる。

第二次世界大戦終結以前（以後，戦前）の体育哲学と，第二次世界大戦終結以後（以後，戦後）の体育哲学の違いや繋がりについて研究した著書や論考はみられない。現代の体育哲学が戦前の体育哲学の上に構築されてきたものかどうかはいまだ不明である。それゆえに，戦前の体育哲学について考察論究することは，戦前戦後の体育哲学との繋がりを明確にするためにも大変意義あることであると考えられる。

本研究は，以上の背景のもとに，『體育論』にみられる畠山の体育哲学に関する論考を考察し，同時代に発表された体育哲学に関する論考と比較しながら，畠山の体育哲学がいかなるものであったかを論究することを目的とする。

2019年12月3日受付／2020年1月23日受理

\*<sup>1</sup> Tetsushi TAKATA

関西福祉大学 社会福祉学部

## 2. 研究の方法

畠山の主著書『體育論』の中で著されている体育哲学に関する論考をとりあげ、同じ時代に体育哲学に関する論考を著した4名(數川與五郎, 大西要, 眞行寺朗生, 飯塚晶山)の論考の内容と比較しながら、畠山の体育哲学の内容を考察論究する方法をとる。体育哲学に関する論考が書かれた時代背景を知るために、4人の文献と経歴を調べる。そして、畠山が体育哲学にいかにかかわって、どのような体育哲学に関する取り組みをしたかを結論する。

## 3. 畠山の経歴と人物の特徴

『近代日本體育史』(1928)<sup>3)</sup>によると、畠山は次のように紹介されている。

畠山氏は花城と号して明治22年8月秋田県秋田郡富津内村に生る。秋田県師範学校を明治43年に卒業。三年間秋田市内その他の小学校に奉職し、大正2年東京高等師範学校体操専修科に学び、主として柔道を修めた。されど柔道のみ専心することに満足する能わず、内心大いに煩悶を重ねたる結果、修身・教育・体操選科に移り、此の三科目の免許状を懐にして大正5年山形県新莊中学校教諭となり体操・柔道・作文三科を擔任した。居ること四年、大正9年4月東京帝国大学司書に転任、附属図書館閲覧主任を命せられて今日に及んでいる。

その貢献としては、氏は夙に文筆に長じ、従来も体育関係の論策を数々公表したが、大正十年より満5年間雑誌『日本體育』を編集して専ら体育思想開発の為に努力した。その間に一、二の体育関係書も公にしたが、今は広く教育評論に筆を執り、その体育方面に関するものは雑誌『體育と競技』に寄せておられるようである。氏は別に終生の事業として『日本讀書會』なるものを起して其の主幹となった。即ち氏ははじめ体育に出発して次第に学校教育の全部に涉り、さらに社会教育に及ぼんとし、先ず青年男女の讀書教育に指を染められたのである<sup>4)</sup>。

大塚は畠山について次のように述べている。

小野源蔵または畠山源蔵、花城(小野又は畠山花城、花しろ)等の名が雑誌等に見られるのは、雑誌『教育界』において、又『體育研究』(健康堂)の主筆として、又、大日本体育同志会の機関誌『日本體育』誌上、その編集者としての氏の活躍等においてであった。(中略)大日

本体育同志会の機関誌『日本體育』は、畠山源三の個人的な編集、努力によって5年間の発行が維持された。<sup>5)</sup>

また、飯塚は畠山の人物について次のように述べている。

畠山花城氏は永く東京帝大司書として盡され、現にその職にあり。讀書の人、學究の人として、榮利に超然たる畠山氏に取つては、蓋し最も恰適せる地位なりといふべきか。常に周到にして透徹せる意見と畫策との生れ出づるは、決して偶然にあらざるべし。彼の日本讀書會の創立の如きは、蓋し其一なり。圖書及讀書に關する研究指導を目的とし、全國の讀書家を糾合して社会教育の發達に資せんとする一大ムーブメントである。<sup>6)</sup>

以上の残存する畠山の経歴から、畠山の人物の特徴として次のことが解かる。西暦( )は筆者追記。

- (1) 畠山は、秋田県師範学校を明治43(1910)年に卒業して、三年間秋田市内その他の小学校に奉職した。
- (2) 小学校を辞めて、大正2(1913)年東京高等師範学校体操専修科に学び、主として柔道を修めた。
- (3) 大正5(1916)年山形県新莊中学校教諭となり体操・柔道・作文三科を担当し、4年間勤めた。
- (4) 大正9(1920)年4月東京帝国大学司書に転任、附属図書館閲覧主任を命せられて、今日(昭和3年、1928年)まで勤めている。その後、いつまで勤めたかは不明である。
- (5) 大正10(1921)年より満5年間雑誌『日本體育』を編集して、専ら体育思想開発の為に努力した。
- (6) その後、体育方面に関するものは、雑誌『體育と競技』に寄稿していた。
- (7) 畠山は、終生の事業として、『日本讀書會』なるものを起して其の主幹となった。
- (8) 畠山は、体育に出発して、次第に学校教育の全部に涉り、さらに社会教育に及ぼんとし、先ず青年男女の讀書教育に指を染めた。

畠山がなぜ、小学校の教員を辞め、また中学校の教員を辞め、もがいて東京帝国大学司書に転じたのかは不明である。東京帝国大学司書に転任してから、『近代日本體育史』や大塚の論考にもあるように、雑誌『日本體育』を編集し5年間専ら体育思想開発の為に努力しており、この間に体育の理論的、哲学的に追究の必要性を説いた。教員ではないが体育研究者として当時名を馳せていた様

子が飯塚の論考から伺える。さらに畠山は、次第に学校教育全体についての論考を発表し、社会教育の必要性も説き、体育のみならず教育全体にわたって多くの論考を残した人物であったとされる。

#### 4. 同時代の4名の文献と経歴

##### (1) 数川與五郎(かずかわ よごろう)(以後、数川)

1922(大正11)年 東京高等師範学校内に設けられた体育学会の主事をしていた数川は、雑誌『體育と競技』<sup>7)</sup>の中で「体育哲学」という言葉を使用して、その学的形成の必要性を主張した。

数川の経歴は下記のとおりである。

数川の生年は不明であるが、生まれは福井県で、福井師範学校を卒業後、東京高等師範学校(体操専修科乙組、柔道組)に進学、大正8(1919)年に卒業している。その後石川県師範学校の教諭をしていたが、大正11(1922)年に高等師範学校専攻科生として再び東京にもどり、大正13(1924)年には埼玉県女子師範学校教諭となる。その間の大正11(1922)年から大正14(1925)年11月まで体育学会<sup>8)</sup>の主事として雑誌『體育と競技』の編集長を勤めているが、この1922年から1925年までの4年間に、数川は主に雑誌『體育と競技』の誌上で「体育哲学」の必要性と体育学の構築についての論を展開している。

##### (2) 大西要(おおにし かなめ)(以後、大西)

1926(大正15)年、大西は、『教育的體育學』<sup>9)</sup>を著わし、その中で「体育哲学」の章を設け論考を残した。

大西については『姫路空爆の記録：恐怖の昼と夜』<sup>10)</sup>の中に、次のように記されている。

大西要校長は、明治30(1897)年2月2日に兵庫県多可郡黒田庄村黒田285番地で出生。大正7(1918)年3月、兵庫県御影師範学校本科第一部を卒業、大正13(1924)年に中等教員(体操)の文部省検定に合格。また、剣道3段(大日本武徳会)の免許も受けておられる。大正7(1918)年4月より神戸市楠尋常高等小学校に就任、選ばれて大正10年には御影師範高等付属小学校に勤務。この間、文検に合格、13(1924)年12月より訓導兼教諭となり、昭和2(1927)年には氷上郡芦田小学校に校長として栄転。ついで昭和6(1931)年に多紀郡古市小学校長、11(1936)年6月朝来郡生野小学校長、16(1941)

年には城崎郡香住小学校長となる。同校に3年在職後、昭和19(1944)年末日付で姫路市立城陽小学校長とされた。(中略)大西は、昭和20(1945)年7月3日深夜に姫路を襲った空襲の犠牲となって死亡した。(西暦年は筆者による)

##### (3) 眞行寺朗生(しんぎょうじ ろうせい)(以後、眞行寺)

1929(昭和4)年、眞行寺は、『體育の基礎としての哲学』<sup>11)</sup>を著し、体育に哲学が必要なことを論じた。

眞行寺の経歴については恩田裕が「眞行寺朗生の体育思想」<sup>12)</sup>の中で以下のように述べている。

眞行寺吉太郎(号を朗生という)は1882(明治15)年千葉県に生れ、1908(明治41)年日本体育会体操学校に入学、翌年同校を卒業、1912(大正元)年まで、日本体育会機関誌「体育」の編輯に従事、1910(明治43)年春から1924(大正13)年まで東京市内の小学校に勤務し、各受持訓導の体操教授を参観して、全校の体操教授の統一指導を受け持った。

1924(大正13)年には日本体育学会を設立し、各種の体育科教育に関わる著書を出版、自らも著述・講演に精力的に体育啓蒙活動に従事した。1929(昭和4)年には、「学校体育を中心として現代の体育雑誌の編輯の傾向を研究して、そこに深甚なる憂慮と多大な不満を発見」して、月刊誌『学校体育』を発刊し、体育科教育の実践・研究に寄与することになる。又、自らも『学校課外体育要義』を始めとして、『異常児の病理と矯正体操』、『近代日本体育史』等を刊行して体育科教育の啓蒙を図り、就中、『近代日本体育史』は名著として、今日まで多くの体育研究者に読み継がれている。

1938(昭和13)年には、体操学校の大井校地から深沢校地への移転、体育指導者養成という国家的要請を自認して、社団法人日本体育会体操学校から財団法人日本体育会体操専門学校への昇格等に関して、稲垣会長が辞任した後を受けて同会常務理事から会長事務取扱に任ぜられ、その経営的手腕に期待がかけられた。然し、「会務運営に対する批判の渦中」で、1939(昭和14)年8月25日、新宿駅構内で鉄道事故死を遂げた。享年58歳であった<sup>13)</sup>。

##### (4) 飯塚晶山(いづか しょうざん)(以後、飯塚)

1930(昭和5)年、飯塚は可兒徳と共著で『體育原理』<sup>14)</sup>を著し、飯塚はその中で「體育の哲学的基礎」の

章を設け、「体育哲学」の可否についても論じた。

飯塚の経歴については、筆者が飯塚の御子息、飯塚喬也氏より、資料を提供していただいた。

飯塚晶山は、1885（明治18）年1月28日、鳥根県出雲市に生まれ、1903（明治36）年3月に鳥根県立第三中学校を卒業、翌1904（明治37）年9月に日本体育会体操学校高等本科に入学している。入学当時の日本体育会体操学校校長は『體育原理』の著者、高島平三郎であった。1905（明治38）年12月に同校を卒業して、翌1906（明治39）年3月に母校の鳥根県立第三中学校に助教諭として赴任、勤務している。1911（明治44）年6月から休職した後、1912（明治45）年6月に東京工業学校（現在の東京工業大学）の助教授として赴任、さらに、1920（大正9）年には横浜高等工業学校（現在の横浜国立大学）助教授、1922（大正11）年には同校教授となっている。

1928（昭和3）年3月に横浜高等工業学校を依願退職し、同年4月から東京府（私立）上野高等学校教頭嘱託となる。1936（昭和11）年には日本体育会よりヨーロッパ諸国体育状況調査の委嘱（約2ヶ月間）を受けた。1942（昭和18）年4月に上野高等女学校教頭を依願退職し、5月からは日本体育専門学校教授として勤務している。1947（昭和22）年2月には茨城県（私立）常陽中学校校長になり、同年10月には日本体育専門学校校長となっている。

以上の4人の経歴と晶山の経歴を比較しながら、晶山が著した体育哲学に関する論考はいかなるものであったか考察論究していきたい。

## 5. 『體育論』の構成

『體育論』は緒論、本論、結論、余論の四部構成で著されている。

緒論は、第一章が「執筆の動機と態度」、第二章が「現代の思想概観」の二章構成となっている。この緒論において、すでに晶山は「体育の背景には完全に体育事実そのものを統制する学問がない、思想がない」<sup>15)</sup>と述べている。晶山が『體育論』を著そうと考えた強い動機が伺える。

本論は、第一章が「原始生活と健康」、第二章が「体育の出現」、第三章が「欧州体育の発達」、第四章が「東洋思想と体育」、第五章が「北米合衆国の体育」、第六章

が「体育思想の分類と体育運動の分野」、第七章が「現代日本の体育」の七章構成で著している。この本論でも、第六章で「各民族各国民及び各時代それぞれの傾向について数々論じてきた体育思想を分類すれば凡そ次の四つになる」<sup>16)</sup>と述べ、道徳主義（主意主義）、生理主義（主知主義）、芸術主義（主情主義）、実際主義（功利主義）の四つの観点から体育思想について論じている。

結論の第一章「価値創造としての体育」は、晶山が「私の抱懐する体育哲学の系統について数言を費やし、概述の論旨の必ずしも根拠なきに非ざる所以を明らかにし、而して、いかに将来の体育理想を樹立すべきかを念とするものの参考に供したい」<sup>17)</sup>と述べているように、体育はどうあるべきかという論考であり、第二章「健全の原理」で、体育的健全とは何かという論考を、そして第三章「体育理想の建設へ」では、「体育理想は、これを思想的・哲学的研究、哲学的思索の論理に求めなくてはならぬ」<sup>18)</sup>と述べているように、晶山が体育を哲学的に考える必要性を述べた論考を残しており、これらはいずれも「体育哲学に関する論考」であるといえる。

晶山はさらに余論で、「個性教育としての体育」と「社会体育の為に」と題して、それ以後の体育に必要なことを追記している。

## 6. 晶山の体育哲学に関する論考

晶山は、体育とは何か、体育はどうあるべきか、また今後どのように体育を考えていったらよいかなどを『體育論』で説いているが、それらは主に結論で述べられている。それらは次の3つである。

- (1) 価値創造としての体育
- (2) 健全の原理
- (3) 体育理想の建設へ

以上の3つの具体的内容の解釈を試み、晶山の体育哲学とは何かについて考察し、論究していきたい。

### (1) 価値創造としての体育

晶山は、「価値の問題から体育哲学の論理を進めるならば、私は価値の分類を、一、科学的真、二、道徳的善、三、宗教的信、四、芸術的美、五、実利的利の五つとする。これを本論で述べた体育思想の四分類と比較すれば、二と四とを一つにして道徳主義（主意主義）と云つただけの違いであるが、国情民情によって、姑らく便法に従ったままである」<sup>19)</sup>と述べている。

大西の『教育的體育學』の中の、「第二章 體育哲學」

の、第四節「価値創造の體育」にみられる大西の文面が、畠山の『體育論』にみられる文面と極めてよく似ている。大西の『教育的體育學』（1926）の61頁から64頁2行目までの文面の内容が、畠山の『體育論』（1923）の127頁、8行目から130頁最後まで文面と酷似している。特にその文面の最後の、畠山と大西の體育の定義「客観的存在としての人間を、最も健全なる状態に發育させる意識的作用である」という文面に至っては全く同文である。

当時畠山は関東で活動、大西は関西で活動した。大西は畠山の論考とどこかで接点を持ったのは事実であろう。第二次世界大戦以前の文献では、他人の著書の文面を引用表示も無しにそっくりそのまま自分の著書に載せることがさほどめづらしくない。大西も畠山の論考を何らかの理由で自分の著書に載せたのは事実である。

一方、飯塚は1930（昭和5）年に、可兒徳と共著で著した『體育原理』の中の「第三章 體育の哲學的基礎」にみられる「體育の哲學的基礎」を著しているが、その中の「第四節 體育の一般的統制原理」の「四 體育に於ける價值化的活動」は、畠山の「価値創造としての體育」と類似している。畠山の価値の分類は、飯塚の「一、論理的價值……眞、二、倫理的價值……善、三、審美的價值……美、四、宗教的價值……聖」の考え方と似通っている。また畠山の「實際的利」に相応するものとして、飯塚はさらに「實踐的價值」を想定して體育における価値化の原理を畠山と同じくしている<sup>20)</sup>。

畠山		飯塚
科学的眞	→	論理的價值……眞
道徳的善	→	倫理的價值……善
宗教的信	→	宗教的價值……聖
芸術的美	→	審美的價值……美
實際的利	→	實踐的價值

畠山も大西も飯塚も、體育の活動が何らかの価値を持つものになりうると述べる。眞・善・美・信（聖）・利……これらは體育活動によって得られる価値であり、體育の目標とするところであるというのである。

畠山は體育の価値について詳細に述べていないが、飯塚は表記の仕方が畠山の少し異なるが、これら體育の価値について詳細に論述している。

畠山の「科学的眞」については、飯塚は「論理的價值……眞」と著し、「體育は客観的存在としてのこの身体を、その固有のあるべき状態にまで高めることを一つの理想

とするものである。身体を固有のあるべき状態に高めるということは、主として真理の指示する方向に身体を發育せしむることである」<sup>21)</sup>と述べ、それはたゆまず發展する科学の指示する原理に従うより外の方法がないという。

畠山の「道徳的善」については、飯塚は「倫理的價值……善」と著し、「『體育する』という反省そのものは（中略）文化的人格者たり又たらしめんとする精神である（中略）其の文化的人格者たるや道徳中心のものであって、倫理価値は文化価値中の最も主要なる地位を占むるものである」<sup>22)</sup>と述べ、體育による倫理的価値創造の重要性を強調している。

畠山の「宗教的信」については、飯塚は「宗教的價值……聖」と著している。飯塚は「今かりに此の生活を精神生活と肉体生活に分かつならば、未開時代は勿論現代においても、前者は宗教によって代表せられ、後者は體育によって代表せらるるのである」<sup>23)</sup>と述べ、體育の宗教的価値すなわち、畠山の信と飯塚の聖にあたる価値創造が考えられるとしている。

畠山の「芸術的美」については、飯塚は「審美的價值……美」として著し、「教育に芸術的陶冶を加味せんとする運動乃至教育を芸術的に、の思想は、十九世紀の後半より現世紀にかけて目覚ましき發達を遂げた」<sup>24)</sup>とあるように、體育における美の追求に価値があるとした。

また、畠山の「實際的利」については、飯塚は「實踐的價值」と著し、「經濟的価値、文化的価値等を倫理的価値と並列せしめて實踐的価値と総称する場合もあるとしている。

畠山は、飯塚が後年詳しく説明した以上の5つ価値を創造するものとして、いちはやく「価値創造としての體育」を掲げ、體育の果たす大きな使命として提唱している。

## (2) 健全の原理

畠山は、體育は人間の「健全」に貢献できると述べ、その原理（根本の考え方）について説明している。そして、健全の内容について5つ挙げている。

- ①自然性を保有しなければならぬ。
- ②強壯でなければならぬ。
- ③自律的でなければならぬ。
- ④芸術的でなければならぬ。
- ⑤實際的でなければならぬ。

①については、畠山が強調するのは、「自然性」であっ

て「自然」ではない。「決して粗野純朴という如き主観的の意味ではなく、身体（客観的存在）そのものが自然の状態であるべきことを指す」<sup>25)</sup>と述べるように、人々の主観に委ねておくべきではない「自然性」である。科学主義や主知主義の体育を満足させるような体育が「健全」であると畠山は述べる。

②の「強壯でなければならぬ」の意味は、「抵抗に耐えるという事である」と畠山はいう。このために畠山は「鍛練の主意主義の体育」を課する必要があると述べている。

③については、畠山は「自律とはこれを二元論的に説明すれば、精神の支配に対して最も従順であるということになるが、一元論の立場から云うと、これは受け身ではなく、自主的発動的のものである」<sup>26)</sup>といい、この作用は修練を要すると述べる。これまた「自律ということを目として身体修練をなすのが、主意主義の体育あって、普通の所謂鍛練法と称せらるるのがその適例である」<sup>27)</sup>と述べ、みずからの意志で律していくことが健全の原理であると説いている。

④については、畠山は「体育は身体運動によって大自然の芸術的創作に参加するのである」<sup>28)</sup>という。また、「美は不断の創造でなければならず、又生命の輝やきでなければならぬ。従って芸術的とは畢竟創造的というのと同ーの内容を有つ」<sup>29)</sup>と述べる。皮相的なきれいさではない美しさの追求を体育で行うことを強調している。

⑤の「实际的ではならぬ」ということは、「實際生活の要求を満たさねばならぬ事である」ということを言っている。

畠山が述べる以上の「健全の原理」は、後に眞行寺が著した『體育の基礎としての哲學』(1929)の中の、「人生と體育」の章で「體育の健的価値」の中でも取り扱われている。眞行寺は著書の最後で次のように述べている。

人生の目的は畢竟善き生活を何人の上にも将来せしめることに存在する。而して善き生活とは自己の好む事業に勇敢に而して安心して従事できるような生活を云う。

かくの如き生活は又幸福な生活である。この善き生活と幸福な生活を人類の上にもたらしてくれる最も基礎的のものは数々繰り返した如く各自の身体の強健の顧慮のうちに存する<sup>30)</sup>。

「身体の強健」こそが、何よりの「體育の健的価値」であるとの眞行寺は述べたが、これは畠山が「価値創造

の體育」の中で述べた、②「強壯でなければならぬ」と同様に、当時は体育としての取り組む価値の一つとして最重要視されたことの一つであったのであろう。

### (3) 體育理想の建設へ

畠山は「我明治以来の體育がともかく発達して居るのである。そこでいかに此の支離滅裂なる状態に統制原理を付与し、體育の本義を完うせしむべきかが問題となる。私はこの理想的法案を立てるに当たって、ひたすら積極的によるの外ないと信ずるものである」<sup>31)</sup>と言い、また、「新しいプランの第一線は何？云うまでもなく哲学である。哲学によって一般的根本的の原理を発見することである」<sup>32)</sup>と述べる。さらに、「要するに、體育理想はこれを思想的研究、哲学的思索の論理に求めねばならぬ」<sup>33)</sup>と続けている。

この體育理想については、同時代の數川も述べている。二人はともに東京高等師範学校の出身で、柔道組で学んだことまで一緒だが、同じ時期に在学はしておらず、畠山が卒業したすぐ後に數川が学んでいる。1916年4月から1920年3月まで畠山が山形県で中学校教諭をしている間に、數川は師範を卒業し、石川県の師範学校の教諭になっている。ところが、1920年4月に畠山はまた上京して東京帝国大学司書に転任した。後を追うように、數川も上京して1922年から高等師範学校専攻科生として再び東京にもどっている。

畠山は數川の東京高等師範学校柔道組の先輩に当たりますが、畠山が「大日本體育同志會」の機関雑誌『日本體育』の編集に1921年12月から携わったのに対し、數川は、1921年から「東京高等師範學校體育學會」の雑誌『體育と競技』の編集長として1922年から活躍した。數川は次のように述べている。

體育は單に流行に追はれた、其の場ふさぎの淺薄なものであつてはならぬ。少くとも體育の研究は、其處の根強い礎石を置き得る普遍的原則を見出すことでなければならぬ。すべて吾人の生活には、立場を興ふべき哲學が必要であると同様に體育にも體育以前の立場、即ち體育哲學（運動哲學）がなければならぬ。體育は水草を追ふ遊牧民の態度であつてはならぬ。眞刻に自己を解剖し忠實に世界を達觀した人生の普遍的原則の上に體育を見出すのでなかつたならば百の研究も浮雲の如く力なきものである<sup>34)</sup>。

數川はこの論考を発表する前に、二つの論考「本當の體育法とは一地方體育研究所の設立を提唱して當局者及實際家に訴ふ」（雑誌『體育と競技』第1巻第5号、1922年、2-8頁）、「本當の體育法とは（二）一地方體育研究所の設立を提唱して當局者及實際家に訴ふ」（雑誌『體育と競技』第1巻第6号、1922年、9-14頁）を発表している。それらの論考で數川は、体育とは何か、体育の望ましい形はどうあるべきかなどを研究するための機関である體育研究所の設立を心より希望している。そしてこの後、數川は「體育の理想主義—體育の根據としての行爲の哲學—」（雑誌『體育と競技』第1巻第8号、1922年、2-5頁）を発表している。

畠山と數川は、このように体育哲学の必要性を説いたという点では一致する。雑誌の編集者としての二人は互いに意識しながら体育理想実現のために哲学が必要であることを説いたのであろう。雑誌こそ違えど、両者が目指していた方向は近かったといえる。畠山は、1926年12月の雑誌『日本體育』の休刊以後の1927年から雑誌『體育と競技』の中で多くの論考を発表している。

## 6. 結論と今後の課題

2005（平成17）年6月の日本体育学会総会で「体育原理専門分科会」が「体育哲学専門分科会」と名称変更された。戦前には、高島平三郎が『體育原理』（1904）を発売し、その後も飯塚らが『體育原理』（1930）を発売している。その流れは戦後も続き、前川峯雄の『體育原理』（1970）をはじめ幾人かが『體育原理』を著した。戦後には、同時に阿部忍が『體育哲学』（1972）を著し、佐藤臣彦が『身体教育を哲学する—体育哲学序説—』（1993）を発表した後、「体育原理」か「体育哲学」について論争も起こり、結局2005年に名称変更されている。筆者はその状況に接し、「体育原理」の系譜は歴然としているが、「体育哲学」は戦後突然現れたもので、戦前には議論されたことは無かったのだろうかとの疑問を持った。

戦前に発売された畠山の『體育論』（1923年8月）と彼の活動歴を調べるうちに、彼が戦前の体育哲学に関する議論に大きく関わっているのではと考え、同時代に体育哲学に関する論考を発表している4人と比較考察した。その結果、畠山は、近代日本における体育哲学議論に大きく関わっており、他の4人ともお互いに影響し合いながら論考を発表していたことが判明した。その一人畠山の体育哲学議論は次の3つである。

### (1) 価値創造としての体育

畠山は、体育によって生まれる価値の分類を、一、科学的真、二、道徳的善、三、宗教的信、四、芸術的美、五、実利的利の5つとした。

### (2) 健全の原理

畠山は、体育は人間の「健全」に貢献できると述べ、その原理（根本の考え方）について説明している。そして、健全の内容については、一、自然性を保有しなければならぬ、二、強壯でなければならぬ、三、自律的でなければならぬ、四、芸術的でなければならぬ、五、実際的でなければならぬ、の5つがあるとした。

### (3) 体育理想の建設へ

畠山は、体育理想実現のために哲学が必要であることを説いた。

今後の課題としては、畠山と同時代に活躍した人物と、畠山が実際学問的な交流がどのくらいあったかを調べることで、畠山が『體育論』の余論で述べた「個性教育としての体育」と「社会体育の為に」などの体育哲学議論をさらに考察研究して、戦前の体育哲学が戦後の体育哲学と関係しているかどうか、もし繋がりがあるとしたらどのように繋がっていったのかなどを検証していくことである。

戦前体育哲学に関する論考が多く出た時期は、『日本體育』、『體育と競技』、『國民體育』など多くの雑誌が同時に刊行されていた時期と重なり、体育哲学に関する議論がそれらの誌上で活発に行われていたと考えるが、筆者はそれらの雑誌に発表された体育哲学の論考をさらにみつけ、その内容を考察研究することで、戦前から戦後の体育哲学の流れを明るみにすることを今後の課題としたい。

## 引用文献

- 1) 日本体育学会「(社)日本体育学会平成17年度総会議事録」『体育学研究』、2005年、517頁。
- 2) 畠山源三『體育論』、内外出版株式會社、1923年。
- 3) 眞行寺朗生・吉原藤助共著『近代日本體育史』、日本體育學會、1928年。
- 4) 同上書、668-669頁。
- 5) 大塚美栄子「小野源藏（畠山源三）の体育・スポーツ論について—1920～1930年代に活動した体育思想家の足跡—」『北海道教育大学紀要』第二部C.家庭・養護・体育編、第41巻、第2号、1991年、1-2頁。
- 6) 飯塚晶山「畠山花城氏に與ふる書」『國民體育』、第13巻、

第2号, 日本體育學會, 1927年.

- 7) 東京高等師範學校内 體育學會編『體育と競技』第1-19巻,  
東京日黒書店, 1922-1940年.
- 8) 1922(大正11)年に, 東京高等師範學校内に設立された研  
究組織. 大谷武一を理事長とする.
- 9) 大西要『教育的體育學』明治圖書株式會社, 1926年.
- 10) 姫路空襲を語りつくす会編『姫路空爆の記録: 恐怖の昼と夜』  
姫路: 姫路地方文化団体連合競技会, 1973年.
- 11) 眞行寺朗生『體育の基礎としての哲學』日本體育學會, 1929年.
- 12) 恩田裕「眞行寺朗生の体育思想」『教養論集』第8号, 成城  
大学法学会, 1990年.
- 13) 同上書, 276-330頁.
- 14) 可児徳・飯塚晶山共著『體育原理』日本體育學會, 1930年.
- 15) 前掲書2, 2頁.
- 16) 同上書, 83頁.
- 17) 同上書, 127頁.
- 18) 同上書, 140頁.
- 19) 同上書, 129頁.
- 20) 前掲書14, 52-61頁.
- 21) 同上書, 54頁.
- 22) 同上書, 55頁.
- 23) 同上書, 58頁.
- 24) 同上書, 56頁.
- 25) 前掲書2, 131頁.
- 26) 同上書, 133頁.
- 27) 同上書, 134頁.
- 28) 同上書, 135頁.
- 29) 同上.
- 30) 前掲書11, 156頁.
- 31) 前掲書2, 138頁.
- 32) 同上書, 140頁.
- 33) 同上.
- 34) 體育學會編『體育と競技』「卷頭言」(國立體育研究所設立  
案の議を聞いて, 體育哲學の構成を希望する, 次に特殊醫學  
の建設を希望する)」第1巻第7号, 1922年.